

【 検 査 】

839 抗アセチルコリンレセプター抗体（抗AChR抗体）（重症筋無力症）
の連月の算定について

《令和8年7月31日》

○ 取扱い

診断後の経過観察時の重症筋無力症に対するD014「44」抗アセチルコリンレセプター抗体（抗AChR抗体）の連月の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

厚生労働省通知[※]において「抗アセチルコリンレセプター抗体（抗AChR抗体）は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。」と示されている。

以上のことから、診断後の経過観察時の重症筋無力症に対するD014「44」抗アセチルコリンレセプター抗体（抗AChR抗体）の連月の算定は、原則として認められると判断した。

なお、無治療の患者に対する連月の算定は、レセプト内容から個別に判断することとする。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について